



## 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」について

- 「川崎市自殺対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」第11条第1項に基づき、毎年作成と議会への提出が定められた報告書。
- 作成に関しては、第11条第2項に基づき川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くこととしている。

## 1.川崎市における自殺対策の経緯

- 平成14年度 精神保健福祉センター設置。うつ病の相談、家族セミナーを開始。
- 平成19年度 神奈川県、横浜市と3県市共同で「かながわ自殺対策会議」設置。  
「川崎市総合自殺対策庁内連絡会議」設置。
- 平成25年度 議員発議による「川崎市自殺対策の推進に関する条例」制定、翌年度施行。
- 平成26年度 「川崎市自殺対策総合推進計画」策定（実施年度：平成27～29年度）

## 2.条例の特徴

- 市の責務を明記  
「自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」
- 自殺対策総合推進計画の策定
- 年次報告書の作成
- 自殺対策評価委員会の設置

## 3.川崎市における自殺対策の基本的な枠組

- 川崎市自殺対策総合推進会議(庁内体制)** 8月、2月開催  
各部署における実施体制整備、地域に応じた自殺対策の総合的多角的推進。
- 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議** 8月、1月開催  
自殺予防に関わる法曹、医療等関係機関、民間団体等で構成。  
自殺予防に関する認識の共有、連携内容の確認検討、実務担当者間の連携促進。
- 川崎市自殺対策評価委員会** 8月開催  
学識経験者、医師、市職員で構成。  
計画の進捗状況、目標の達成状況の評価、自殺対策に係る重要事項について調査・審議。

## 4.報告書の概要

### (1)川崎市における自殺の概要について

- 自殺者数 212人（警察庁自殺統計・発見地）  
239人（厚生労働省人口動態統計・住所地）いずれも減少傾向。
- 性別では、概ね7対3で男性が多い。
- 職業別では、無職者（学生・主婦含む）の自殺数が最も多い。
- 原因・動機は多岐にわたるが、健康問題によるものが最も多い。
- 自殺者の約4分の1に自殺未遂歴がある。

### (2)平成27年度の自殺対策の実施状況

3つの方針にそって、26の部署、機関が80の取組を実施。主な実施内容は、以下のとおり。

#### 方針1 自殺の実状を知る

- 自殺予防に関する普及啓発 鉄道車内広告、映画上映前広告、街頭キャンペーン等
- 「いのち、こころの教育」の推進 全市立小・中学校で実施

#### 方針2 自殺防止のためにつながる

- ゲートキーパー講習 31回（市民292人、事業者128人、支援者679人）
- 児童・青少年電話相談 相談件数 679件
- 教職員向け心の健康相談支援事業 電話・面接相談 2件・学校訪問 15件、事例検討会等
- 多重債務を含む消費者生活相談 相談件数 93件

#### 方針3 自殺防止のために支える

- 精神保健相談（各区役所） 嘱託医・保健師・社会福祉職による相談 のべ16,046人
- 自死遺族の集い、電話相談 6回開催 のべ12人、電話相談18人

### (3)川崎市自殺対策評価委員会の意見

- 自殺対策総合推進計画において推進体制としている3つの会議体の実施状況を記載すること。
- 定量的な目標の達成状況だけでなく、定性的（数値・数量で表せない内容）な評価についても記載すること。
- これまでの川崎市における自殺対策の経緯及び川崎市地域包括ケアシステムとの関連性等を記載すること。

### (4)目標の達成状況と評価について

#### 計画の定量的目標

「平成29年の自殺者数（厚生労働省人口動態統計）を、平成25年の243人（自殺率16.8）より 減少させるよう、自殺者の減少傾向を維持することを目指す。」



#### 達成状況と評価

○平成27年の自殺者数は239人（自殺率16.2）、減少傾向を維持している。

#### 定性的な評価（自殺対策評価委員会の意見に基づく）

- 庁内外の関係機関・団体が実施している多岐にわたる取組が報告されており、総合的な対策が実施されている。
- 設置している会議体の相互間連携や他の対策との連携については改善していく必要がある。
- 平成27年度より進めている自殺防止等に関する調査研究を自殺の実態分析を踏まえ、専門家のもつ知見も活用しながら、科学的な取組として進めていく必要がある。
- 自殺防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上としては、精神保健以外の分野でもゲートキーパー養成や地域における連携体制構築を担う人材を育成する必要がある。
- 自殺未遂者への支援については、実態分析と並行して、地域における連携・支援体制の構築を進めていく必要がある。
- 今後課題を解決するうえで、「全ての地域住民」を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に歩調をあわせながら進めていくことが重要になる。